平成２９年（フ）第５９号
北海道小樽市有幌町１番10号
破産者　有限会社小樽小川商店
１　決定年月日　平成30年３月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２９年（フ）第５２号
青森市合浦２丁目13番16号
破産者　朝日タクシー株式会社
１　決定年月日　平成30年３月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２７号
千葉県香取市佐原イ521番地
破産者　有限会社宝寿司
１　決定年月日　平成30年３月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐原支部

平成２９年（フ）第４６２５号
東京都荒川区町屋５丁目15番21号
破産者　株式会社フリーディア
１　決定年月日　平成30年３月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８６０３号
東京都台東区元浅草１丁目15番３号
破産者　株式会社ＴＨＡＬＡＳＳＡ　ＦＡＭＩＬＩＡ
１　決定年月日　平成30年３月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８６０４号
東京都台東区元浅草１丁目15―３
破産者　浪上　依里
１　決定年月日　平成30年３月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第９号
新潟市東区上王瀬町１番50号
破産者　新潟製油株式会社
１　決定年月日　平成30年３月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第７９号
（最後の住所）島根県出雲市斐川町三分市3364番地２
破産者　被相続人亡高橋弘美の相続財産
１　決定年月日　平成30年３月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所出雲支部

平成２９年（フ）第３８８号
岡山市東区西大寺上２丁目４番83号
破産者　坂本　千秋
１　決定年月日　平成30年３月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２９年（フ）第４３１号
鹿児島県鹿児島市清和４丁目４番35号　セジュール薬師堂Ｂ―201
破産者　川村　　恵
１　決定年月日　平成30年３月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第３３５号
神奈川県座間市緑ケ丘４丁目３番24号
破産者　小岩井雅彦
１　決定年月日　平成30年３月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第４２８号
相模原市南区東林間２丁目５番９号　ハイムコスモス102号室
破産者　平山　　大
１　決定年月日　平成30年３月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第４９１号
相模原市緑区原宿４丁目11番52号　レオパレスソレイユ110号室、申立時の住所相模原市緑区根小屋1571番地２　アルカサール201
破産者　川本　崇弘
１　決定年月日　平成30年３月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第５５７号
相模原市南区東林間５丁目６番19号　レオパレスサザンクロスプラザ305
破産者　ササキ　マティルダ　マサヒト
１　決定年月日　平成30年３月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第２１号
埼玉県秩父市栃谷793番地
破産者　佐藤　　智
１　決定年月日　平成30年３月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２９年（フ）第５５３号
広島県東広島市西条町寺家1845番地１　プラネット寺家Ｄ104号
破産者　小杉　幸司
１　決定年月日　平成30年３月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２９号
山口県萩市大字椿東5220番地
破産者　岡　　惠治
１　決定年月日　平成30年３月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所萩支部

平成２９年（フ）第１４４０号
札幌市東区北19条東５丁目３番14―202号
破産者　松吉亜希子
１　決定年月日　平成30年３月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第５８８号
宮城県塩竈市宮町１番３号、開始決定時の住所仙台市太白区長町６丁目８番31―1303号
破産者　奥海　幸延
１　決定年月日　平成30年３月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第６４５号
仙台市宮城野区田子西１丁目６番地の12　田子西第三市営住宅５
破産者　根元　文夫
１　決定年月日　平成30年３月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係